

令和6年度 国分寺市社会教育委員の会議 第5回定例会

日 時：令和6年10月25日（金）午前10時～

会 場：ひかりプラザ 2階 203号室

事務局 : おはようございます。9月17日に予定をしておりました定例会ですが、ひかりプラザの空調機の調子が悪く、延期をさせていただき、本日の開催になっております。急な中止にも関わらず、皆さんご対応いただきましてありがとうございます。まずご報告ですが、新しく社会教育委員にもう1名、東京学芸大学の森山先生がお戻りになります。9月末の教育委員会定例会に諮りまして、承認を頂いております。ご都合で出席されるのが12月からというお話を伺っています。12月からまた新しいメンバーを迎えて、活動していければと思っておりますので、皆さんよろしくお願いいいたします。

また、現在、来年度に向けての予算要求の時期になっております。基本的には来年度につきましても、今年度と同じ8回分の会議の予算を要求しております。

また、非常勤特別職の報酬の条例が改正されまして、社会教育委員の報酬も上がるということで聞いています。こちら予算が通りましたらまた正式にお知らせさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、議長、お願いいいたします。

議長 : 社会教育委員が、10人になったということですね。また次の期に向けて、できれば定数の12人の委員になるように考えていただけたらありがたいなと思います。また、これはもう予算を出された後ですので、難しいのかもしれないのですが、社会教育委員の研修ができるといいなと思います。場合によっては外部から講師をお招きして、社会教育委員自身の研修があってもいいのかなと考えています。そちらについても、事務局として考えていただけたらありがたいと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

A委員 : 賛成です。講師の方がいらっしゃって、実例を挙げて社会の中でこんなような社会教育委員の活動ができて、このように社会が変わっていきますよというようなお話をしていただくと、社会教育委員の私たちとしてもより認識が新たになると思います。

議長 : 来年度すぐというわけではないのですが、会議を活性化していく意味で必要かと思っておりますので、ご検討いただけたらありがたいなと思います。

事務局 : 外部講師につきましても、来年度すぐとはいかない可能性もありますが、会議の回数も8回ありますので、そういった中で何かできることがあればと考えております。また、都市社連協の研修などにもご参加いただきながら進めていけたらと思います。

議長 : 都市社連協などで様々な講師を招いてお話を伺うことは、それはそれでやはり多摩地域の活動の状況などを把握していく上で大切な研修の場だと思うのです。しかしながら、やはり社会教育委員というものの役割や、この国分寺という場所で、社会教育委員として何を目指していくのかということについては、改めて私たちの役

割を再認識し、次のステップに歩いていくための研修も必要だと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

副議長 : 研修のテーマも皆さんで出し合えば結構出てくると思います。この道のこの方に聞きたいというのは、研修のテーマを出していくことで、おのずと出てくるのではないかと聞いていて感じました。

議長 : そうですね、やっぱりこの国分寺市の社会教育委員ということですから。もちろん総論としての社会教育委員の役割とかそういうのももちろん押さえておかなければいけないことですが、その上で私たちが何をしたいのかということを考える機会を設けてもいいのではないかと。日々の会議の中でいろいろ話はしていると思いますが、少しご検討いただけたらいいなと思っております。それでは、議事に進ませていただきます。2番の報告事項から、事務局からお願いいたします。

事務局 : 資料1にあります「第66回全国社会教育研究大会茨城大会」について開催要項の資料をお配りしています。
当初、オンラインでの参加を検討しておりましたが、主催者側のほうから今年度オンラインでは開催しないということで、今回は不参加とさせていただきました。当日に配付される資料については、大会が終了後に送られてくることとなりますので、届きましたら、また皆さんに会議の場で目を通していただくという形で、また報告をさせていただきたいと思っております。説明は以上となります。

A委員 : 今回のシンポジウムの「子どもの成長を支えるための社会教育は何ができるか」というものもちょっと聞いてみたかったと思いました。

議長 : 今年の茨城大会につきましては、後日報告書が届きましたら、また皆さんで目を通していただきながら、共有していきたいと思っておりますので、お願いいたします。では、2番のほうをお願いいたします。

事務局 : 2番目「現庁舎用地複合公共施設について」ということで、ニュースレターのほうが発行されておりますので、資料2としてつけさせていただきました。

1ページ目には、皆さまにも参加していただいた市民説明会の内容が記載してあります。2ページ目につきましては、これは第三小学校の6年生にいろいろアイデアを出していただいたという紹介が書いてあります。最終ページには、商店会とか近隣との意見交換の報告があり、さらに今後は、現庁舎の解体工場の説明会があるということで案内が入っています。我々社会教育の委員としては、解体というよりは新しくどういうものができるのか、できたものをどう活用するのかというところが主眼になると思います。現在こういったことが進んでいるというご参照にいただければいいのかなと思います。説明は以上となります。

議長 : 6年の10月に工業者が決まって、1月から解体が始まって、再来年の11月に完成予定ということですね。

事務局 : 市役所の敷地が全部更地になります。そこから今度は次のステップで新しい施設の建設が始まるということです。

議長 : では、新しい施設は、いつでき上がるのですか。

事務局 : 令和10年の4月の予定で進めているところです。

- 議長 : 市民説明会を経て、いろいろな市民の方のご意見などを図面に反映した上で、業者が決まって進んで行くのだと思います。できたものがよりよく、社会教育の視点を持った運営をしていただければと思います。そういう意味では私たちが長い目で見させていただくことが必要なのだと思います。
- また、さまざま図書館や公民館などとも情報交換をさせていただきながら、よりよい活動ができるような図書館や公民館になっていただけたらありがたいと思います。
- 副議長 : この小学6年生の意見、すごくいいです。ちゃんと多世代交流できるような意見が出ている。こういうのは本当に反映されるのかどうかはすごく大事だと思います。私たちがつくった報告書でも、学校教育との連携というのが入っていますので、例えば三小さんと社会教育の大人と一緒に入って、2階をどうやって使うとか、一緒に考えるというのはまさに地域連携による学習になります。時間がたくさんあるので、そういった交流を積み重ねて、何か届けられるようになるという感じですよね。
- 事務局 : 今、公共施設マネジメント課で基本設計をしていて、いろいろなご意見を市民の皆様から頂いたので、それをいかに建物に反映させていくかというところで、さまざま試行錯誤しているところです。
- 副議長 : 子どもはしっかり意見を出してくれている、こういうところをどうやって取り入れていくのかという方針がないと、関心のある先生が1つの学習でやっただけという感じで終わってしまうともったいないなという感じがとてもします。
- B委員 : 三小の子どもたちのこの意見をどれだけ取り入れることができるのか、非常に難しいところもあるのだろうと思います。子どもの意見もあるし、各団体さんの意見もあるので、その調整がこれからまだまだ続くのかなという感じがしています。
- でも、できればこういう考えも1つ、2つ、実際に生かされていくと、子どもたちもすごく施設に親しみを持って、そこに行くことができるのではないかなという気がします。
- 副議長 : そうですね、たくさん意見は出たけれど、取り上げられたのが2個だったという場合、例えばそこにどんな調整があって、どのように折り合いをつけたのかなど、そういったことを知ることはとてもいい学習になるので、そのプロセスがやはり多世代に透明化されているというのはまさに社会教育ではないかなという感じがします。
- A委員 : すごくよかったなというのは、やはり子どもたちの意見をこうやって聞こうというその姿勢が、マネジメント課の方たちにあったということは、すごく素晴らしいという感じがします。
- 議長 : せっかくここまで市民説明会やさまざまな自治会や学校との連携の中で進めてきていますし、まだまだ実際に開設されるまでの時間はあります。子どもから高齢者までを対象とした、さまざまな施設が入っている建物だからこそ、何度でもこういうプロセスを踏んでいくことが大切かなと思います。また、ぜひ市民との話の場には私たちが出させていただきたいなと思っていますので、情報の提供も改めてお願いしたいと思います。
- 副議長 : B委員が先ほどおっしゃったのはとてもよくて、やっぱり自分たちが意見を出して

できたものは親しみがあるというのは、本当にそうです。市民も「俺がつくった建物なのだ」と思うことってすごく大事だと思います。

A委員 : 子どもが、自分がその会議に出たときの話し合いの建物だという、その認識がその後つながるといふのも、すごく意義があるかなと思います。

議長 : C委員、何かありますか。

C委員 : 皆さんがおっしゃるとおりで、特に6年生は、親の意見を聞いてみたり、友達同士で話し合ったりなんてこともあり、とてもフラットで発想も斬新なことをかなり言っているのだなと思いました。

ですからそれを逆に大人が吸収して、それをうまくかみ砕いてちりばめたらいいのかなと思いつながら聞いていました。

A委員 : いかにかくさんの市民の方たちが、たとえ小さな声でも出したという、その実績が残ることが、この新しくできる建物がより身近で、何かあったときには自分は何か関わっていきたい、関わらなければいけないと思えるような、そういう建物に育っていくような気がします。

議長 : では、この現庁舎用地複合施設については、これからも情報を頂きながら、特に図書館や公民館のほうはいろいろな場で情報をお持ちでしょうから、ぜひお伝えいただけたらありがたいなと思いますので、お願いいたします。

次に進ませていただきます。3番の協議事項で「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会について」ということで、社会教育の委員の会議としても子どもの世代のさまざまな社会教育的活動について検討を多く進めてきたと思います。たまたま今現在、子ども若者・子育ていきいき計画というのを策定しているところから、私たちが情報共有しながら、子どもたちの環境がよくなるように考えていけたらいいのではないかとということで、少し話をさせていただいております。ここでまた会議等もあったようですので、少し情報を頂きながら、お話を聞かせていただけたらと思うのですけれども、副議長いかがでしょうか。

副議長 : では、私のほうからお話をさせていただきます。段階としては、計画の骨子というのは大枠出来上がっていて、11月25日からパブコメに諮ると聞いています。

今、資料でつけていただいているのは、「こども基本法」というものと、この「計画素案」というものと、「施策体系」の資料の3つあります。今、ちょうどいい話題があったので、さっきの三小6年生の話に絡めていうと、こども基本法とは、こういった子どもに関わる施策を作るときに、しっかり子どもの意見を聞きましようということなのです。子どもの権利をしっかり守りましよう。こういう法律が今までなかったのです。実は障がい者の権利と高齢者の権利とか、全部国内法になっていたのですけれども、子どもの権利というのは国内法になっていなかったところがあり、子どもの権利条約という条約だけだったのです。国際的に決めたもの以外はなかったので、改めて作ったというのが、このこども基本法です。

ポイントとなるところは、子どもは何歳までを指すものかということで、教育基本法だと幼児・児童・生徒と言ったりします。児童福祉法は18歳と言っておりますが、こども基本法は、もう年齢で区切ることはやめようということで、心身の成長

段階にある人を指す言葉になっています。あまり年齢で切るのはやめて 30 代でも困っている人は若者ということで含めましょうという意味で、ちょっと広く緩やかにしたというのが 1 つあります。

6 つ大事にしましょうということが記載してあり、基本的な人権が守られ、差別されない、大事に育てられ愛護される、等しく愛される、等しく教育が受けられるとうたっています。この権利として大事にしているのが成長年齢に合わせて自分に直接関係することに意見がしっかり言えることや、活動に参加できるという意見表明権など、そういうところが大事にされていて、子どもにとって大事なことを優先して考えましょうという辺りが改めて出ています。

また、子育ての環境というところで、子育ての家庭、子ども若者だけではなくて、子育てしているお母さんお父さん当事者のサポートをしましょう。将来子どもが持てる社会にしていこうという理念的なところも書いてあります。この辺が児童の権利条約を実現した法律になっているというところなんです。

もう 1 つ大事なのが、意見表明権のところなのですが、ただ意見を言えるというだけではなく、意見を言うための取り組みをきちんとやりますということで、子ども・子育ていきいき計画、子ども計画を作るときにも、子どもや若者の意見を聞くという記載があります。

国分寺市の計画の素案につきまして、今回、理念を新しくしました。こども基本法ができて新しくなったので、国分寺市のほかの計画、市のビジョンとかいろいろなものを照らし合わせて、時間をかけて丁寧にやりました。

理念を受けて、3 つの基本目標があります。一番大事にしていくのが、子どもや若者の権利をしっかり保障して成長できるようにするということ。

2 番目が家庭です。多様な家庭の状況を踏まえて、切れ目のない包括的に支援しますということ。3 番目が、この子ども、若者、子育て当事者が安心して暮らせる環境づくりです。地域で安心して子育て・子育てができる環境を整えますという、3 本立てになっています。

まず、皆さまには社会教育の視点から子どもの福祉を見ていただくということをぜひお願いしたいと思います。ぜひ、11 月 25 日からパブリックコメントでご意見をいただければというところなんです。

議長 : 皆さん考えて、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。ありがとうございました。では、その他の第 2 ブロックの研修会について、事務局のほうからお願いします。

事務局 : 第 2 ブロックの研修会、資料 4 です。11 月 9 日土曜日、9 時半から 4 時ということで、参加される方を募っています。当日、4 名の方にご出席を頂けるということでご連絡をいただいております。

当日ですけれども、1 時から受付開始になりますので、現地のほうへ直接お越しいただければと思います。よろしく願いいたします。

議長 : では、ほかになければこれで終了とさせていただきます。

— 了 —